

(仮訳)

第3回 日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合における共同声明

2025 年 5 月 12 日、東京

第3回 日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合が、2025 年 5 月 12 日に東京で開催された。本会合の共同議長は、ヘンナ・ヴィルックネン欧州委員会 技術主権・安全保障・民主主義担当上級副委員長、平将明デジタル大臣、阿達雅志総務副大臣、竹内真二経済産業大臣政務官が務めた。

日本及び EU（以下「双方」という）は、戦略的パートナーシップを一層強化することの重要性を再確認した。また、第2回 日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合（2024 年 4 月 30 日、ブリュッセル）以降の進捗を確認し、新たな成果物を発表した。

地政学上の課題の観点から、デジタルパートナーシップ及び共同行動の重要性がますます高まっていることを再確認した。本パートナーシップは、相互の経済的強靱性と経済安全保障の強化、さらにはルールに基づく国際秩序の堅持の基礎となる。双方は、今後も強固な関係を促進していく意思を確認した。

双方は、以下の目的に基づき、デジタルパートナーシップの枠組みにおける協力を一層強化することを約束した。

- (i) 研究及びイノベーションにおける協力を進めることにより、新興技術分野での**競争力、イノベーション及び強靱性を強化**する。
- (ii) 人間中心かつ価値観を基礎としたアプローチのため、グローバルなデジタル・ガバナンスの**形成とイノベーションを主導**する。
- (iii) デジタルの重要技術における**強靱性を促進**することにより、**経済安全保障を強化**する。

1. 研究及びイノベーションにおける協力を進めることにより新興技術分野での競争力、イノベーション及び強靱性を強化する

経済的な強みを基盤として、経済及び経済安全保障に不可欠な新興デジタル技術の競争

力、イノベーション及び強靱性を強化することは、双方の優先課題である。デジタルパートナーシップの下で共同研究の進展及び研究者間の知識交換の推進は、双方の強みを活かし、共にイノベーションを創出することを可能にしている。

半導体に関して、双方は半導体製造における PFAS などの化学物質の安全で持続可能な代替品の発見、ヘテロジニアス・インテグレーションおよびチップレット、さらにビヨンド 2 nm デバイス・プロセス技術に関する共同研究への関心を確認した。双方は、これらのテーマに関する共同研究の機会を近い将来に追求することにコミットする。

Beyond 5G／6G に関して、2025 年 4 月に日 EU 国際共同研究プロジェクト「6G MIRAI-HARMONY」を開始した。日 EU のプロジェクトチームは、ユーザの状況や目的に応じて運用や制御を AI により自律的に行う無線ネットワークの実現に向けて研究開発を行う。この目標を達成するために、業界関係者及び学術パートナーからなるプロジェクトチームは、広範なノウハウを交換し、協力してプロジェクトを促進する。双方は、共同研究プロジェクトの重要性を認識し、上記プロジェクトの進展を考慮しつつ、将来における Beyond 5G/6G に関する更なる共同研究の検討について確認した。

5G に関して、双方は、両者におけるオープン RAN の開発の進展を認識しつつ、オープンで安全なネットワーク並びに安全で多様なサプライチェーンを促進することの重要性を再確認した。

量子技術に関して、双方は、学術及び産業分野における先端的なアルゴリズム及びプログラムコードを対象とした量子コンピューティングに関する共同研究プロジェクトのための重点型研究公募の開始を歓迎した。当該公募は、量子及び高性能コンピュータを含む、関連する EU 及び日本の施設への相互アクセスを提供するものである。特に、生命医科学、材料科学、気象・気候のモデリング及び予測といった応用分野に重点を置き、量子技術を活用して共通の社会的課題の解決に資する進展を促進することを目的としている。また、

双方は、欧州連合を代表する欧州委員会と日本の内閣府との間の量子科学技術分野における協力強化の趣意書への署名を歓迎し、同分野における協力の更なる深化に向けた意欲を共有した。双方は、採択がなされた研究プロジェクト及びその協力の成果に期待を示すとともに、量子通信技術に関する意見交換を歓迎した。

2. 人間中心かつ価値観を基礎としたアプローチのためグローバルなデジタル・ガバナンスの形成とイノベーションを主導する

双方は、共に価値観に従い、市民の利益となるよう、イノベーション及びグローバルなデジタル・ガバナンス及び技術の形成においてリーダーシップを発揮している。双方は志を同じくするパートナーと連携し、共に今後の道筋を示すことができる。人工知能（AI）、デジタル・アイデンティティとトラストサービス、個人データの保護、サイバーセキュリティ、オンラインプラットフォームといった分野において、人間中心かつ価値観を重視したアプローチを推進する上でデジタルパートナーシップは重要な役割を果たしてきた。また、双方は、越境データ流通に関する日 EU 経済連携協定改正議定書が 2024 年 7 月 1 日に発効したことを想起し、上記が信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を進展させるためのさらなる一歩であることを認識した。

AI に関して、双方は、イノベーションの促進及び安全、安心で信頼できる AI の推進に対する共通のコミットメントを再確認するとともに、AI に関する更なる協力のための合意文書の締結に向けて取り組むことを確認した。双方は、広島 AI プロセスの成果を更に推進し、G7 を超えてそのアウトリーチを拡大すると共に、国際的な AI ガバナンスの取組において情報交換を継続する必要性を再確認した。

デジタル・アイデンティティとトラストサービスに関して、双方は信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の実装に資するべく、デジタル・アイデンティティとトラストサービスに関する協力覚書の実施を継続するとともに、具体的なユースケースに向けた進展を歓迎した。デジタル・アイデンティティとトラストサービスを通じた学修歴証明の相互運用

と相互承認に向けて、技術的な実現可能性を評価するために開始するパイロットプロジェクトの基礎となるスコーピングドキュメントが策定されたことを双方は歓迎する。このスコーピングドキュメントには、それぞれの法令に従った電子署名又は e シールが付された検証可能な資格情報（VC）とウォレット・インフラストラクチャを本プロジェクトで使用するが含まれている。このプロジェクトを通じて、異なるガバナンスや技術的構造を持つ国同士でも国際的な相互運用性を確保できる方法を示すことを目指す。

データガバナンスに関して、双方はデータ共有の改善のため、共同作業部会の設置に向けた意見交換を開始した。この作業部会は、産業界などの民間部門の参加も得て、例えば自動車分野における共通の欧州データスペースと日本のデータスペースの相互運用性を含む、データ共有の改善に関する実践的な議論を促進することが予定されている。双方は、分野横断的かつ国境を越えたイノベーションと効率性を促進することとなる、よりシームレスで安全なデータの交換につながる具体的な相互運用性に向けた取組を進めていくことへのコミットメントを再確認した。双方は、より強靱で信頼性の高いサプライチェーンの構築のための手段として、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を強化する施策を模索することを想定する。

個人データの保護に関して、双方は、EU による日本への十分性認定の対象範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大するための協議が着実に進展していることを確認した。双方は、共同プレス声明において、本協議が、特に学術研究分野において大きく進展しており、迅速に妥結させることを視野に入れ、今後数箇月以内に協議を更に進展させていく決意を確認したことを歓迎した。双方の当局はまた、価値観を共有する関係各国及び地域と共に、信頼できるデータ流通の構築に向けた協力をステップアップすることでも合意した。

オンラインプラットフォームに関して、双方は、利用者の基本的権利が保護される安全なオンライン環境を確保することへのコミットメントを改めて強調し、効果的なオンラインプラットフォームガバナンスに関する定期的な意見交換を行った。また、双方は、総務

省と欧州委員会の通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間の議論における協力を深める意向を確認した。未成年者の保護に関する協力を深化させることも本議論の中で検討され得る。双方は、日本の「スマホソフトウェア競争促進法」と EU の「デジタル市場法」に関する定期的な実務的交流を通じて、公正でコンテストナブルなデジタル市場の促進に向けた緊密な協力を継続してきた。双方は、公正取引委員会並びに DG CONNECT 及び DG COMP の間における行政協定の締結に取り組んでいくことで、協力関係を深化・正式化する意向を確認した。EU は、公正取引委員会が 2025 年 1 月に東京で開催した「デジタル競争グローバルフォーラム」にも参加した。

多国間協力に関して、双方は、これまでの二国間協力の成功を礎に G7、G20、WTO、OECD などの多国間の取組において協力を強化することを約束した。OECD における協力には、パートナーシップのための制度的枠組み（IAP）を通じた DFFT の推進に特化した OECD 専門家コミュニティにおける活動も含まれる。

3. デジタルの重要技術における強靱性を促進することにより経済安全保障を強化する

デジタル、重要・新興技術における経済安全保障は、双方にとって重要な政治的優先事項である。双方の協力、保護、促進という戦略は相互に有益であり、デジタルパートナーシップに基づく取組によって推進されている。サイバーセキュリティ、海底ケーブル、重要インフラ、5G 及び Beyond 5G/6G、半導体、量子技術といった分野における協力を通じて、双方は、相互の経済安全保障を高めるとともに、重要技術における強靱性を強化することによってデジタル経済を支えている。また、双方は、日 EU ハイレベル経済対話の下で進められている取組の重要性を認識している。

サイバーセキュリティに関して、サイバー問題における協力を強化するため、第 6 回日・EU サイバー対話が 2024 年 11 月 11 日に開催された。双方は、重要インフラ防護や製品セキュリティなど、サイバーセキュリティにおける規制の進展について情報を交換した。本会合においては、特に、EU のサイバーレジリエンス法及び日本の IoT 製品に対するセキュリティラベリング制度（JC-STAR）の基準策定における専門家間の協力を歓迎し、日本

及び EU 市場における製品セキュリティの実施を促進することを確認した。また、IoT 製品のサイバーセキュリティを包括的に対処するためには、サイバー脅威の技術的および非技術的な側面の両方を考慮する必要があることを認識した。そのほか双方は、SBOM グローバル共同ガイダンスに関する取組における連携を歓迎した。加えて、「日米 EU 産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を通じてインド太平洋地域のサイバーセキュリティスキル強化に向けさらに協力するほか、能力構築に関する取組を前進させる。双方は、次回サイバー対話のブリュッセル開催、及び 2025 年の国際的なサイバー競技会「International Cybersecurity Challenge」の東京開催を歓迎した。

双方は、安全で強靱かつ持続可能なグローバル接続性のための**海底ケーブル**に関する協力覚書の実施を強化した。安全かつ重要なインフラと接続性は、国境を越えるデジタル取引と安全なオンライン環境にとって必要不可欠である。双方は、欧州と日本との間の安全な接続性の確立に向けて作業中の北極接続プロジェクトに関する議論を継続してきた。双方は、商業的に実行可能なルートが重要であることを強調しつつ、通信遅延を低減し、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を促進するために北極圏を経由するルートを支援するコミットメントを再確認した。双方は、北極海を横断する最初の海底ケーブルの重要性、及び双方がこの先駆的な作業を優先事項に引き上げる必要性を認識した。双方は、啓発活動、（リソースに応じた）財政支援、需要の集約、及び必要に応じた関連する行政手続きの円滑化を含む支援活動を通じて、海底ケーブルに関する協力覚書の実施を継続する意図を確認した。さらに、双方は、第三国、特にインド太平洋における安全で強靱な接続性を支援する上での相乗効果を探索する意図を確認した。

半導体に関して、半導体の経済安全保障の観点から、双方は半導体に関する協力覚書の実施を強化した。半導体サプライチェーンのレジリエンスは、2024 年 5 月に署名された半導体公的支援透明性メカニズムに関する行政取決めや、サプライチェーンの混乱リスクに対処するための早期警戒メカニズムを通じて強化された。サプライチェーンの強靱性を高めるために、双方は成熟ノードチップおよび半導体サプライチェーンに関連するリスクに

関する詳細な調整と情報交換を継続した。双方は、非市場的政策・慣行によってもたらされるリスクに取り組むことを含め、確立された共同メカニズムや G7 半導体コンタクト (PoC) グループを通じて、強靱で信頼性の高い半導体サプライチェーンを維持するための協力をさらに継続する意向を確認した。

4. 日 EU デジタルパートナーシップに基づくデジタル技術における共同主導の協力的な道筋

地政学的な課題、経済安全保障の重要性及び競争力の強化の必要性といった背景のもと、双方は共通の目標を達成するための手段として、日 EU デジタルパートナーシップの重要性を再確認した。双方は、3 年間の実りある協力を経て、デジタルパートナーシップは今後ますます具体的かつ実質的な成果の創出に向けて進展し、産業界の関与を必要とすることを確認した。成果を具体化するため、双方はパイロットプロジェクトを含む、より技術的な活動の必要性を確認した。双方は、業界団体、NPO/NGO、シンクタンクを含む多様な関係者の参画が重要であることを確認した。

「チーム・ヨーロッパ」アプローチを採用する EU と日本は、第 3 回日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合で特定された全ての分野において活動を継続する。双方は、2026 年にブリュッセルで開催予定の第 4 回日 EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合においても、今次会合同様に進捗を確認する意向を表明した。